

平成30年度事務事業外部評価に対する検討結果について

1. 目的 市が実施する事業の必要性や実施方法等について、庁内で実施している事務事業評価に加え、外部からの視点で事業の検証を行うことによる「改革力の強化」と評価の過程をオープンにすることによる「事業見直し過程の見える化」を行い、スリムで効率的な行政運営を推進するとともに、事業に対する行政の説明責任を徹底し、「職員の意識改革」を図るため、実施しました。
2. 実施方法 北杜市行政改革推進委員会委員がコーディネーター及び評価人として参加し、コーディネーターによる進行の下、評価人は市職員から事業説明を受け、質疑応答や議論を行った上で、評価を行いました。
3. 実施日 平成30年10月21日（日）

事業番号	事業名	所管課	評価人の意見・評価	評価結果に対する所管課の検討結果	来年度の事業内容（変更点）
1	住民基本台帳管理事業	市民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニ交付を導入した場合、証明書の発行については窓口・自動交付機・コンビニの3本立てとなるが、整合性をとって円滑な運用をしていただきたい。また、窓口業務を通じての市民との接点は、引き続き大切にしていきたい。</li> <li>・コンビニ交付により利便性を高めることは、時代の流れであるが、利用を増やしてコストと窓口負担を抑える努力をしていただきたい。</li> <li>・コンビニ交付が可能となり便利になる場合にも満足せず、更なる市民サービスに努めていただきたい。</li> <li>・個人情報漏洩しない対策が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書の発行が、窓口交付・自動交付機から、窓口交付・コンビニ交付へ移行する期間があるため、必要な周知を図ります。特に、平成33年11月に自動交付機の利用が終了予定のため、市民が混乱しないように配慮を行います。また、市民が窓口を利用する際はコミュニケーションに努め、市民の立場から対応します。</li> <li>・マイナンバーカードの取得を推奨し、住民票・印鑑証明書のコンビニでの交付の利用を促します。窓口交付の安心感、コンビニ交付の利便性など、市民の利用が効率的に図られるように誘導し、コスト削減を意識して運用します。</li> <li>・コンビニ交付が開始されると、窓口業務の一部が縮減することが見込まれるため、この部分を有効な市民サービスに振り替えて、市民が安心して生活できるよう取り組みます。</li> <li>・マイナンバーカードの取り扱いには、なりすまし等によるカードの不正取得を防止するため、取得手続き、本人確認の厳格化に努めるとともに、市民がマイナンバーカードを利用する際の取り扱い、セキュリティ対策、保管等についても十分な説明を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成32年度から、住民票、印鑑証明書がコンビニ交付できるよう努めます。また、市民が混乱しないように、交付方法の窓口交付・自動交付機・コンビニ交付について、整理し周知します。</li> <li>・マイナンバーカードの取得促進の取り組みとして、タブレット端末を利用した窓口での写真撮影や電子申請が行えるよう検討します。</li> <li>・マイナンバーカードの交付について休日や時間外に機会を設け、取得向上に努め、広報等を通じて、市や国が進めるマイナンバーカードの利活用の取り組みについて普及・啓発を図ります。</li> </ul>
2	合併浄化槽設置費補助金	上下水道総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付後の合併浄化槽の管理についても、市できちんと指導いただきたい。</li> <li>・浄化槽の管理の必要性を、知らない場合もありうる。管理の周知を検討課題にしていきたい。</li> <li>・合併浄化槽の普及率を高める努力をしていただきたい。</li> <li>・定期的な点検を促す通知を出す際には「補助金を利用された方は点検が責務です」といった内容の文章を盛り込んでいただきたい。</li> <li>・既存住宅の単独浄化槽を合併浄化槽に移行させるために、補助金を活用すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費を投入する意義、とくに費用対効果を再度点検するとともに、事業目的を達成するための有効な運用に努めます。</li> <li>・補助金を受けた浄化槽使用者に維持管理の大切さを理解してもらうための啓発活動を行います。</li> <li>・補助金を受けて設置した浄化槽について、その後きちんと管理している使用者とそうでない使用者がいることから、環境保全のため全ての使用者に対して適正な維持管理を求めていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水域の水質汚濁のリスクが高いものを優先に補助金を交付するとともに、設置後も適正な維持管理を求めていきます。</li> <li>・浄化槽の完成検査には、使用者本人の立会いを求めるとともに、維持管理方法を記した冊子等を配布します。また、浄化槽使用者を対象とした維持管理講習会の実施を計画します。</li> <li>・浄化槽の設置数や保守点検、清掃、法定検査の実施状況等をしっかり把握するため、山梨県と山梨県浄化槽協会と情報共有を図って台帳整備を進めます。モニタリングの結果、維持管理を全く行わない使用者に対して、指導監督者の山梨県と連携しながら対処していきます。</li> </ul>

事業番号	事業名	所管課	評価人の意見・評価	評価結果に対する所管課の検討結果	来年度の事業内容（変更点）
3	主要市道除雪作業委託事業	道路河川課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、同じ内容の業者委託ではなく、地元が把握している危険箇所など発注内容をしっかりチェックしていただきたい。地域格差の解消に努めていただきたい。</li> <li>・担い手の確保が一番重要。企業の従業員や高校生などの力を借りてはどうか。</li> <li>・業者の負担が大きいので、市民への周知や報償、除雪機械の購入補助など、業者の意欲をかき立てるような前向きな工夫をしていただきたい。</li> <li>・市で担うには限界がある。地域住民の理解を得て、協力し合う体制を整えるべき。</li> <li>・除雪対象路線以外の道路をどうするか。高齢者や独居などの家庭にはフォローが必要であるので、対策をしていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各総合支所で把握している危険箇所などについて、路線調整会議等を通じ具体的な指示を行います。また作業内容や時間についても地域格差の解消に努めます。</li> <li>・作業には、使用する機械や場所によって、免許等が必要になります。担い手の育成や確保については、北杜市建設安全協議会等と検討します。また非常時に備えた企業への協力依頼、歩道等機械での作業が難しい場所について、高校生を含め地域との協力体制を検討します。</li> <li>・当事業は除雪業務協力業者による地域貢献という意味合いが強いので、広く市民に理解を得られるようHP等で周知します。また、除雪機械の維持管理費や作業を考慮し、毎年単価等の改定を行います。</li> <li>・指定路線以外の道路や歩道などは消防団や自主防災組織等を中心に地域住民の「自助・共助」の取組みについて、推進していきます。大雪等の恐れがある場合、特別なフォローが必要な世帯等には、関係部署及び行政区と連携し対応をしていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定路線の危険箇所や、重点箇所等の情報収集を行うと共に、業者に対し路線ごとに具体的な指示を行い冬期間の円滑な道路交通の確保に努めます。</li> </ul>
4	男女共同参画推進事業	企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容に更にアイデアを加え、大勢の方が関心を持つような事業を展開すべき。</li> <li>・何をすれば、啓発できるのかは難しい。各年齢層別の活動や職場への働きかけも重要。</li> <li>・取組を続けることにより、男女が同じ意識レベルになることが必要。</li> <li>・きっかけ作りに知恵を絞り、フォーラムへの参加率を上げ、住民の意識を高めていただきたい。</li> <li>・市がやっている全ての事業において、男女共同参画に取り組んでいただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の事業でもある「杜のほほえみ」発行、「ほほえみふぉーむ」開催については、さらに市民全体に興味を持っていただく企画を積極的に展開していきます。</li> <li>・男女共同参画をテーマとした市民向け講演会の開催、近隣自治体推進委員との意見交換会を開催します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市主催のイベント（環境・子育て等）に参加し、男女共同参画の意識醸成を図るとともに、ターゲットに応じたアンケート調査やヒアリング調査などを実施します。</li> <li>・男女共同参画を取りまく状況等の変化を分析し、より現状に即したフォーラムとなるよう、男女共同参画推進委員会への情報提供を行います。</li> </ul>